

# 大学院合同研究科会議規程

(1974年6月19日制定)

改正	1974年10月14日	2005年 2月23日
	1986年 1月22日	2009年 1月21日
	1987年11月25日	2011年 5月18日
	1993年 4月 5日	2015年 3月 4日
	2000年11月22日	

(総則)

**第1条** 人間科学研究科及び理学研究科(以下「各研究科」という。)は、東京女子大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第63条による各研究科会議について、大学院学則第64条、第64条の2第3項及び第4項に定める事項を審議するにあたり、研究科間の連絡を密にする等の利点にかんがみ、合同で大学院合同研究科会議(以下「合同研究科会議」という。)として開催する。

2 大学院学則第64条に定める事項のうち博士前期課程に専ら係ることは、合同研究科会議で審議を行う。

3 大学院学則第64条の2第3項及び第4項に定める事項については、大学院学則第64条の2第1項に定める各研究科博士後期課程会議を大学院合同研究科博士後期課程会議(以下「後期合同研究科会議」という。)として開催し、審議を行う。

**第2条** 合同研究科会議及び後期合同研究科会議の意見は、各研究科会議による意見に優先するものとする。

(構成員)

**第3条** 各研究科のいずれかに属する教員を、合同研究科会議の構成員とする。

2 各研究科のいずれかの博士後期課程に属する教員を、後期合同研究科会議の構成員とする。

3 前2項の規定に係らず、博士前期課程及び博士後期課程の授業及び研究指導を担当することが認められた特任教育職員については、必要に応じ合同研究科会議又は後期合同研究科会議に陪席することができる。また、学位授与審議に関し、合同研究科会議又は後期合同研究科会議が認めた場合は、構成員として扱う。

**第4条** 大学院委員会議長である学長は、合同研究科会議に臨席する。

2 現代教養学部長は、第1条第3項を除く合同研究科会議に陪席する。

(議長)

**第5条** 合同研究科会議議長(以下「議長」という。)の候補者は、合同研究科会議が後期合同研究科会議の構成員から選出し、学長がその結果を参酌して理事会に提案し、理事会が決定する。

2 議長の任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。

3 議長は、合同研究科会議を招集し、その運営に当たる。

4 議長は、後期合同研究科会議の構成員から副議長を指名し、副議長の任期は、指名を行った議長の任期と一致するものとする。

5 議長及び副議長は、後期合同研究科会議議長及び副議長を兼務する。

**第6条** 議長に事故がある場合には、副議長がその期間において合同研究科会議議長の職務を代行する。

2 議長が欠けた場合も前項に準ずる。

(議長候補者の選出)

**第6条の2** 議長候補者の選出は、合同研究科会議構成員を有権者とし、単記無記名投票で行う。

2 有権者の4分の3以上の投票があり、投票総数の過半数を得た者を、候補者とする。

3 候補者の選出に至らなかったときは、再投票を行う。

4 議長選挙の管理は、その時の議長が指名する者で構成する選挙管理委員会が行う。

(会議成立の定足数)

**第7条** 第1条第1項に定める合同研究科会議は、第3条第1項に規定する構成員の3分の2以

上、かつ各研究科会議についてそれぞれの構成員の半数以上の出席をもって成立する。

2 第1条第3項に定める後期合同研究科会議は、第3条第2項に規定する構成員の3分の2以上、かつ各研究科博士後期課程会議についてそれぞれの構成員の半数以上の出席をもって成立する。

3 第1項及び第2項の定足数の計算には、外国にある者、研究休暇中の者及び休職中の者を加えない。

4 前項の規定に係わらず、大学院学則第64条の2第3項及び第4項の審議に当たり、研究休暇中の者が後期合同研究科会議に出席する場合は、第2項の定足数の計算に加える。

(審議事項)

**第7条の2** 合同研究科会議は、第1条に定める事項について意見を述べるに当たり、特別の定めのある場合のほか、それぞれ出席者の過半数の意見をもって合同研究科会議の意見とする。ただし、学位授与に関する事項は、学位規程による。

(規程の改廃)

**第8条** この規程の改廃は、合同研究科会議の審議を経て、学長がその意見を徴し決定する。

**附 則** (1974年6月19日制定)

**第1条** この内規は、1974年6月19日制定の事柄については1971年4月1日にさかのぼって効力を有するものとする。

**第2条** 前条の日より後の改廃は、効力について別段の定めをしない限り、本則第8条にいう学長の承認があった時に発効する。

**第3条** 大学院学則第38条の2の事項は、学長の指示により、当分の間合同研究科会議が取扱う。

**附 則** (1986年1月22日改正)

この内規は、1986年1月22日その一部を改正し、同日より施行する。

**附 則** (1987年11月25日改正)

(発効)

**第1条** 1987年11月25日に改正した第4条から第6条まで及び追加第6条の2及び第7条の2は、第8条による学長の承認があった1987年11月25日から施行する。ただし、附則第2条に関しては、同日付けをもって、その条の定めるところによる。

(経過措置)

**第2条** 旧規定による現在の議長は、1988年3月31日までの間、改正規定による議長として扱う。

**附 則** (1993年4月5日改正)

(発効)

**第1条** 1993年4月5日に改正した第1条、第4条、第7条及び第7条の2は、第8条による学長の承認のあった1993年4月5日から施行し、1993年4月1日より適用する。ただし、附則第2条に関しては、同日付けをもって、その条の定めるところによる。

(経過措置)

**第2条** 旧規定により選出された1992年度・1993年度の議長は、1994年3月31日までの間、改正規定による議長として扱う。

**附 則** (2000年11月22日改正)

この内規は、2001年4月1日から施行する。

**附 則** (2005年2月23日改正)

(施行)

**第1条** この規程は、2005年4月1日から施行する。

(経過措置)

**第2条** 改正前の内規により選出、指名された2004年度・2005年度の議長及び副議長は、2006年3月31日までの間、改正規定による議長、副議長として扱う。

**附 則** (2009年1月21日改正)

この規程は、2009年1月21日から施行する。

**附 則** (2011年5月18日改正)

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 2 文学研究科、現代文化研究科が存続する間は、以下の扱いとする。
  - (1) 第1条第1項に定める合同研究科会議に文学研究科及び現代文化研究科を含む。
  - (2) 第1条第2項の規定に、修士課程に専ら係ることを含む。
  - (3) 第3条第1項に定める合同研究科会議構成員に、文学研究科又は現代文化研究科に属する教員を含む。
  - (4) 定足数の計算においては、従前の規程（2009年1月21日改正）の第7条第2項を併せて適用する。

**附 則（2015年3月4日改正）**

この規程は、2015年4月1日から施行する。